

内閣参質二二一第一〇六号

令和八年八月四日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員福島みずほ君提出令和八年四月一日に陸上自衛隊玖珠駐屯地内において実施された安全祈願祭への参加の強制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出令和八年四月一日に陸上自衛隊玖珠駐屯地内において実施された安全祈

願祭への参加の強制に関する質問に対する答弁書

一の1について

御指摘の答弁は、防衛施設庁（当時）における入札談合等に係る事案に関連して、既に同庁を退職していた同庁の技術審議官及び建設部長の経験者に対して退職金相当額の全部又は一部の自主返納等と呼び掛けたことに関して述べたものであるところ、当該答弁において示された政府の見解に変更はない。

一の2について

御指摘の答弁は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第八条の解釈に関して述べたものであるところ、当該答弁において示された政府の見解に変更はない。

一の3について

御指摘の答弁は、令和元年五月十六日の参議院厚生労働委員会における磯崎哲史委員の質問における「職場の親睦として全員参加型で集められた飲み会でセクハラが行われた、それはやっぱりセクハラですよ。……まさにその現場になりますよね、職場になりますよね」との発言に

関して述べたものであるところ、当該答弁において示された政府の見解に変更はない。

一の4について

御指摘の答弁は、福島県「県民健康調査」甲状腺検査に関して述べたものであるところ、当該答弁において示された政府の見解に変更はない。

一の5から7までについて

御指摘の答弁は、新型コロナワクチン接種に関して述べたものであるところ、当該答弁において示された政府の見解に変更はない。

一の8について

御指摘の答弁は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）に基づく適性評価に関して述べたものであるところ、当該答弁において示された政府の見解に変更はない。

二の1及び3について

お尋ねの「法的な「強制」」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、令和八年六月十八日の参議院外交防衛委員会において、小泉防衛大臣が「今回の安全祈願祭は、事前

に駐屯地の隊員に対して開催の連絡がなされていましたが、部外団体が主催したものであり、隊員に対してこれに参加することを義務付けるような命令等は発出されておりませんし、また参加しなかった隊員に対する不利益な取扱いも行っていないことから、隊員に参加を強制したものではないと承知をしています。」と答弁しているとおりである。

二の2について

お尋ねについては、御指摘の与件のみに基づいて判断することはできないため、お答えすることは困難である。

二の4について

お尋ねの「参加の任意性」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、令和八年六月十八日の参議院外交防衛委員会において、小泉防衛大臣が「今回の安全祈願祭は、事前に駐屯地の隊員に対して開催の連絡がなされていましたが、部外団体が主催したものであり、隊員に対してこれに参加することを義務付けるような命令等は発出されておりませんし、また参加しなかった隊員に対する不利益な取扱いも行っていないことから、隊員に参加を強制したものではないと承知をしています

す。」と答弁しているところである。